

最低制限基本価格の算出に係る運用について

1 電気通信施設点検業務における運用

国土交通省「電気通信施設点検業務積算基準（案）」により請負対象額を算出している場合、「最低制限価格の設定等について」の3（2）ハの規定に基づき算出を行うこととし、「直接工事費」、「一般管理費等」は同積算基準の以下に該当するものとする。

- (1) 「直接工事費」は、「直接費」とする。
- (2) 「一般管理費等」は、「諸経費」とする。